

リサイクル製品認定申請チェックリスト

	書類名	書類に記載する内容等
1	申請書（第1号様式（第6条関係））	<ul style="list-style-type: none"> ● 「三重の環境」のホームページからダウンロードできます。 ● 「環境の安全性に関する規格、基準等への適合状況」の欄には、製品の安全性に係る事項を記載してください。（土壌環境基準：平成3年環境庁告示第46号など） ● 「工場等における環境の保全に関する措置の内容及び程度」の欄には、環境法令の届出施設等に関連した法令・条例の条項等を記載してください。 ● 使用割合の（ ）には、再生資源に占める県内で発生した再生資源の割合を記載してください。 ● コンクリート二次製品は、配合に占める再生資源の割合を記載してください。
2	申請製品一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品一覧表には、資材名称、規格、参考重量、公表価格等を記載してください。 ● この一覧表に記載されていない製品は類似の製品であっても認定されたことにはなりませんので、記載もれのないよう作成の際は十分に注意してください。（サイズ違い、製品機能の軽微な違い、役物についても全て記載してください。）
3	申請製品の概要、規格、仕様書（図面、配合表等）、写真、パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品概要については、製品開発の目的・理由・経過やその用途及び特徴・調書をA4一枚程度にまとめ、必ず作成してください。 ● 製品図面には、寸法を明示してください。 ● 配合表には、配合割合（質量比・体積比）を明示してください。 ● 複数資材を一括申請する場合は、一覧できるよう写真・姿図で整理してください。 ● 申請書受理（三重県の受付印押印）後、三重県のホームページやパンフレットに掲載する製品の写真を電子媒体で提出してください。 ● 販売用パンフレット、チラシ等製品の内容が分かるものを添付してください。 ◆ 5年間の認定製品の有効期間満了に伴い再度申請を行う場合は、当初認定を受けた時の内容と変更箇所が明確になるように比較を行った表を添付してください。（様式有）
4	構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ● 添付が必要な製品はコンクリート二次製品です。 ● JIS規格外製品の場合は、各資材の構造計算書を提出してください。
5	製造フロー図	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生資源等の受入保管（ホッパー等）から、製品の完成までのフローを作成してください。 ● 全体的にコメント等を入れて分かりやすくしてください。 ● 製造ラインが複雑な場合は、詳細な内容を記載した書面を別途添付してください。
6	環境法令関係届出施設一覧表及び工場の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境法令関係の確認状況を「環境の保全等に関する法令確認表」（第1号様式）に記入してください。 ● 環境法令関係届出施設等の施設名、法令、条例、届出年月日等を「環境の保全等に関する法令施設等一覧」（第2号様式）を例に整理し、法令、条例に係る直近の環境測定結果を添付してください。 ● 工場配置図に一覧表の施設の位置を明示して下さい。なお、施設が複数の場合は番号を付し明確にしてください。 ● ISO14001、公害防止協定、社内規格等により公害関係の規定を定めている場合はその写しを添付してください。 ● 入ってくる再生資源の保管場所及び製品の保管場所の位置を工場配置図に示してください。

7	試験（検査）成績書、製品検査記録表	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部試験成績表については、申請日の前90日以内に発行されたものが有効となります。なお、原本提出又は原本提示をお願いします。 ● 製品の安全性については、土壌溶出試験及び含有量試験の8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）を原則とします。また、普通肥料の登録又は特殊肥料の届出を行った肥料について肥料法で定められる含有を許される有害成分の最大量（ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛）を原則とします。改良土については土壌環境基準26項目を行うことを原則とします。なお、必要に応じて項目の追加をお願いする場合があります。コンクリート二次製品等で配合が異なるものについてはその配合ごとで土壌溶出試験等を行った結果を添付してください。（コンクリート二次製品の含有量試験については代表的な配合について行ってください。） ● 製品の試料については、実際に使用される状態に近い有姿（振とう器に入る大きさ）の形で溶出試験を行っても構いません。 ● 製品の品質・性能関係については、製品の用途に応じて強度試験（引張り、曲げ、圧縮等）、土質試験、耐久性試験などの試験結果を添付してください。なお、製品によって認定に必要な試験が異なりますので事前にご相談ください。 ● 社内で行う試験については、検査機器校正報告書の写しを添付してください。 ◆ 5年間の認定製品の有効期間満了に伴い再度申請を行う場合は、認定期間中に行った品質及び安全性の結果について一覧表にまとめて添付してください。
8	使用する再生資源又は再生部品に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生資源等に重金属類等の有害物質を含む可能性がある場合の安全性の確認については、基本的に土壌溶出試験結果等により確認しますので、再生資源供給先又は生産者が実施した計量証明書（写し）を添付してください。 ● 使用される再生資源によっては、別途検査項目を指定した溶出試験や含有量試験の実施を依頼することがあります。 ● 再生資源等の概要を知るために以下の内容に関する書類を求める場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 再生資源等又は再生部品の概要、発生場所の概要、再生資源供給の品質管理の状況 ☆ 再生資源等を使用するようになった経過及び根拠 ☆ 再生資源等受入基準 ☆ 県内発生割合が一部の場合は、その割合が証明できる試料（再生資源供給者からの証明書等） ☆ 再生資源等購入契約書（自社収集の場合は、産廃処分量の許可証の写し等） ☆ 廃棄物管理票等の写し ☆ 再生資源等供給証明書 ☆ 再生資源化する時の処理方法等に関する書類（再生資源化工程表、主要な設備機器の規格、能力配置等を含む。） ☆ 再生資源等の配合基準及び配合の根拠となる資料
9	原材料等の品質試験成績書、仕様、出荷証明書、データ安全シート（MSDS）	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時において、発注者等に対し発行した直近のもの写しを添付してください。 ● 原材料の品質試験成績書を添付してください。 ● 製品の製造に関して使用する薬剤（凝集材、添加材、混和剤、着色剤、塗料等）の成分表を添付してください。必要に応じて、薬剤製造会社が保有するデータやパンフレット等も添付してください。

10	製品の施工・使用状況に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時に生産・販売されている製品は、以下の内容について、過去3年間程度の実績を一覧表に整理してください。 ◆ 5年間の認定製品の有効期間満了に伴い再度申請を行う場合は、施工実績の写真（施工当初と現在とが比較できること。） ☆ 主な施工事例：事業名、発注者名（販売先）、施工場所、施工期間、施工数量等 ☆ 生産量又は販売量の実績、販売経路 ☆ 有価物、廃棄物、製品、半製品及び仕掛け品の量を示す書類を添付してください。
11	売買契約書、伝票、販売確約書等販売関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に生産している製品については、直近に販売した製品に関する写しを添付してください。 ● まだ、生産していない製品については、特に必要ありません。 ● 今後の販売計画・販売方法等を取りまとめたものを添付してください。（様式有）
12	製造施設図面、主な生産機器の規格・能力・構成等が判る書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の平面図、立面図、見取図などを添付してください。 ● 機器の図面が存在しない場合は、パンフレット、写真等を添付してください。
13	生産管理台帳、品質管理台帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近に製造した製品に関する台帳の写しを添付して下さい。 ● まだ、生産していない製品については、雛形を示してください。
14	会社案内	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社パンフレット等あれば添付してください。
15	品質等管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質等管理計画書とは、三重県リサイクル製品利用推進条例第11条で生産者に作成が義務付けられているものです。 ● 品質等管理計画書の記載内容に係る注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 管理項目、目標値又は基準値、検査方法、検査頻度について定めてください。製品認定後の検査頻度については1年に1回以上行うことが原則です。（コンクリート二次製品の安全性の試験については代表的な配合で行ってください。） ☆ 品質及び安全性に関する試験を実施し、管理基準値を超えた値が測定された場合は、出荷を停止し、速やかに三重県に報告するとともに原因究明及び販売した製品の対応策を記載してください。 ☆ 基準値ではなく、製品管理のための目標値を記載している場合については備考欄にその旨記載してください。 ☆ 認定製品の品質及び安全性を確保するために必要な受入れ条件を設定し、記入してください。 ● その他の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ☆ サンプル保管方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌環境基準の溶出試験等安全性の確認に供した試料と同じものを5年間、再検査を行うことが必要な量を採取日時を明記して保管してください。 ・ 溶出試験は1年に1回でもリスクを軽減するため3ヶ月に1回程度サンプルの保管を行い、万一、基準値を超過した時はそのサンプルを測定することにより、基準超過の製品の時期を特定し、既に販売された製品に対応すること。 ☆ 販売経路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に生産・販売されているものは現状を、生産されていない製品については想定される経路をトロッコ図の形式で記載してください。

リサイクル認定申請に関する注意事項

1. 申請書（第1号様式）及び各種様式は三重県のホームページからダウンロードが可能です。
2. リサイクル製品の申請をお考えの生産者は、相談及び申請にお越しになる前に必ず資源循環推進課リサイクル推進班までご連絡ください。当課及び関係課と生産者の協議日時を設定します。
【申請に関する連絡先】 三重県環境生活部環境共生局
資源循環推進課リサイクル推進班
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136
3. 土壌溶出試験等製品の品質及び安全性に係る試験の結果については、申請日の前90日以内のものが有効となります。有効期限以内のものでない試験結果が申請書に添付された場合、再度、外部試験を行っていただくこととなりますので、充分ご注意ください。
4. 申請書及び添付書類は、事務局の資源循環推進課用と関係課用に2部（控え含めて3部）ご用意ください。また、必ずインデックスを付けてください。
5. 三重県に提出する書類は、原則両面コピーとしてください。
6. 申請書の提出の際は、できる限り「TUBE ファイル」を使用してください。
7. 申請書受理時に当該製品の見本の提出をお願いします。（県の認定審査会及び認定委員会等での説明用）
8. この申請書の書類に対して情報開示請求があった場合、開示の対象となりますのでご了承ください。
 - 土砂類については、試料ビン（プラスチック製）に入れ、製品名、生産者名を明記したラベルを貼って提出してください。
 - コンクリート二次製品は、テストピースを切断（厚さ1～3cm）して提出して下さい。

参考

第6条

条例第8条第1項の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の証明書（第15条第2項第1号において「計量証明書」という。）等は申請日の前90日以内に発行されたものに限る。）
- 二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類
- 三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類
- 四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類
- 六 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 七 その他知事が必要と認めるもの